

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

特集Ⅰ

## 中小のコスモス事情

短期工事シートを作成——山英建設

10年間のヒヤリハット分析——花和産業

特集Ⅱ

## ベテランの目でチェック

復興工事現場をパトロール

仙台建設労務管理研究会顧問会

別冊付録

## 安全衛生・事例研究

安全スタッフ編集部 編

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2255

2016

4 / 1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
社会保険労務士 永井事務所 東京会

所長 永井 康幸

第216回

労災で寝たきり後に発症した肺がんで死亡

### ■ 災害のあらし ■

Xは工事現場にて警備員として交通整理の警備業務に従事していたところ、走行中のトレーラーが跳ね上げたワイヤーの末端が首に当たり、頸部損傷などの傷害を負った。Xは、病院に搬送され入院し、咽頭摘出の手術を受けた。同人は脳梗塞や右半身マヒなどでその後も治療を続けた。これら負傷は業務上のものであるとして、労働者災害補償保険法上の療養補償給付および休業補償給付の支給を受けた。

Xはその後、自力では体を動かすことができないいわゆる寝たきりの状態となり、全身管理を受けるようになった。事故から5年ほどは、比較的安定していたが、やがて入院したまま肺がんによる肺炎を発症して死亡した。これを理由に遺族である妻が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付および葬祭料を請求した。

### ■ 判断 ■

Xの死亡は、業務とは無関係に発症した別個の疾病である肺がんによる肺炎によるものであり、業務とは関係なく発症したものの（業務外）とされ、遺族補償給付と葬祭料の請求が否定された。

### ■ 解説 ■

労災保険法上の「業務上の負傷」とは、それが業務遂行中に業務に起因して発生したものであり、業務と負傷との間に相当因果関係があることが必要である。上記相当因果関係があるというためには、当該災害の発生が業務に内在する危険が現実化したことによるものとみることができることが必要となる。相当因果関係が肯定されるためには、労働者の死亡と業務との間に「あ

れなければこれなし」という条件関係が存在することが前提となる。

Xは、業務中の事故によって頸部損傷などの傷害を負った。その結果、いわゆる寝たきりの状態になった。そして、この事故による療養中に肺がんになり患し、これに伴う呼吸不全のために肺炎を発症し、それが直接の原因で死亡した。Xの肺がんは、急速に進展するタイプであって、予後が悪く、先行して起きた業務中の災害がなかったとしても延命できたのは比較的短期間にとどまったと判断された。業務災害がなければ、死亡もなかったという条件関係が否定されたのである。

本件は、労働者が業務災害により療養中に業務上の負傷または疾病とは別の疾病を発症し、その別の疾病が憎悪して死亡するに至ったケースである。その別の疾病が業務災害とはたとえ別個のものであったとしても、先行して起きた業務上の負傷または疾病が存在したがゆえに、その別の疾病自体の自然的経過を超えて著しく悪化する原因となって死亡したという事情があれば、先行する負傷と死亡との間に相当因果関係を認めることが可能である。つまり、Xのがんが先行する事故によって自然的経過を超えて悪化して死亡したと認められれば相当因果関係は肯定される。

また、のちに生じた別の疾病を発症した時点までに、先行して生じていた業務上の負傷により、いずれにしても、その負傷または疾病が悪化して死亡することが確実であったというときにも、先行の負傷と死亡との間に相当因果関係を肯定することが可能である。しかし、本件ではそのような特別な事情はなく、「死亡」自体は業務に内在する危険が現実化したものとはいえないとされたのである。



遺族補償給付および葬祭料は労働者が業務上死亡した場合に支給されるのであり、業務災害により労働能力を全部喪失したというだけでは「死亡」との因果関係を肯定するには足りないという判断がなされた。

しかし、最初の事故がなければ、しかるべき病院に紹介されてしかるべき肺がんの治療がなされていたかもしれない。そうすれば、肺炎もこれほど重症化することはなかったともいえ、死亡との因果関係が否定されるのは酷ではないかと考えることもできる。

本件はあくまでも、事故により全身管理が必要なほどの重傷を負っていたものの、5年ほど経過後に急にがんを発症して死亡したというケースである。肺がんが急速に進展するタイプで予後が悪く、先行する業務上災害がなかったとしても、のちに発症した別個のがんが原因で死亡するに至ったとされたのである。相当因果関係の判断はケースによって極めて難しいものであることを忘れてはいけない。

結論として、被災者は業務災害や業務とは全く無関係に発症した別の肺がんという疾病によって死亡したとされ、死亡と業務との間の相当因果関係は否定された。